

平成28年第6回新居浜市農業委員会農地部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成28年6月6日(月曜日) 13:30～14:04
(2) 会議の場所 消防庁舎4階 コミュニティー防災センター

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

- (1) 出席委員 14名

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 第1番 | 桑山尚久 | 第10番 | 篠原修 |
| 第2番 | 山本健十郎 | 第11番 | 加藤喜三男 |
| 第3番 | 村上勝利 | 第12番 | 小野春雄 |
| 第4番 | 寺尾俊行 | 第13番 | 岡部正明 |
| 第5番 | 神野賢二 | 第14番 | 岡田充 |
| 第6番 | 矢野重明 | 第15番 | 山下元 |
| 第7番 | 守谷博明 | 第16番 | 福田満壽夫 |

- (2) 欠席委員 2名

第8番 古川一豊 第9番 秦昭一

3 会議に出席した事務局職員

事務局長 戸張博司 事務局次長 原道樹
係長 近藤常夫 主査 田中賢禪

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

- 議案第1号 農用地利用集積計画について
議案第2号 農地の使用貸借権設定について
議案第3号 農地の所有権移転について
議案第4号 農地の転用について
議案第5号 農地の転用を伴う所有権移転等について

6 議 事

岡部部会長 皆さん、こんにちは。
田植え時期の忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
それでは、ただいまから平成28年 第6回新居浜市農業委員会農地部会を開会いたします。
本日の議事につきましては、議案第1号から議案第5号までとなっております。
なお、議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号および第5号は意見事項となっております。
なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において岡田充委員と山下元委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いいたします。
これより議案の審議に入りたいと思いますが、議案第1号は、合田 有良 委員が関係しておりますので、審議には参加できませんのでご退席を求めます。
それでは、ここで暫時休憩いたします。

(13時31分 暫時休憩)

(13時32分 休憩再開)

岡部部会長 休憩前に引き続き、審議を再開いたします。
1ページをご覧ください。
議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

近藤農地係長 議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田9筆、畑7筆、合計面積10,695平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、71番の(1-1)さん、及び77番の(1-2)さんから81番の(1-3)さんの6件ございます。

内訳といたしましては、期間、2年10ヶ月間が3件、4年10ヶ月間が2件、5年10ヶ月間が1件、利用権の種類は、賃貸借1件、使用貸借5件、また、いずれも新規設定となっております。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、

農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

岡部部会長 ありがとうございました。
以上、71番及び77番から81番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。
(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 それでは、第1号議案の審議が終了しましたので、合田委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(13時35分 暫時休憩)

(13時36分 休憩再開)

岡部部会長 休憩前に引き続き、審議を再開いたします。
3ページをご覧ください。
議案第2号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

原事務局次長 議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、第4番の1件でございます。

4ページをお開きください。

第4番につきましては、議案第3号第14番と譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

第4番は荷内町、田、1筆、面積789平方メートル、

9ページをお開きください。

議案第3号第14番は萩生字旦ノ上、畑、1筆、面積1,021平方メートル、譲受人は市内在住(2-1)さんです。

譲受人は現在、1.2反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、荷内町の農地については使用貸借する目的で、また萩生の農地については譲渡人が高齢で管理も困難であり売却を希望しているため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作及び季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第4番及び議案第3号第14番につきましては1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

岡部部長 ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、地元農業委員であります議案第2号第4番については、地元農業委員であります寺尾俊行委員より、関連議案であります議案第3号第14番については、合田有良委員より報告いただきたいと思います。

それでは、寺尾委員よろしく申し上げます。

寺尾委員 申請地は、農用地域内の農地であります。水稻を作付する予定であります。周辺について悪影響はないと思われま。よろしくご審議をお願いします。

合田委員 譲渡人が耕作できないということで、現在草刈りを年1回行っているとのこと。今回の申請によって、耕作をしていただいている方が見つかったということで地元では歓迎しております。

岡部部長 ありがとうございます。

以上、4番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部長 5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

原事務局次長 議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第8番から第14番までの7件でございますが、先程第14番については説明させていただきましたので、残りの6件について説明させていただきます。

6 ページをお開きください。

第8番は船木字元船木、畑、1筆、面積535平方メートル、譲受人は市内在住の(3-1)さんです。

譲受人は現在、5反ほどの農地を夫婦で耕作しております。申請地は、譲受人の保有地に挟まれた農地であり、今回譲受人が取得することですべての保有地が隣接し、耕作効率が上がることから申請地を取得する目的で農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

続きまして、第9番でございますが、第10番と譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

第9番は外山町、田、1筆、面積584平方メートル、
7ページをご覧ください。

第10番は外山町、田、1筆、面積605平方メートル、
譲受人は市内在住の(3-2)さんです。

譲受人は現在、4反ほどの農地を夫婦で耕作しております。今回、譲受人の保有地を地元企業の強い希望により売却することに伴い、代替農地を確保するため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

第11番は楠崎一丁目、田、1筆、面積130平方メートル、譲受人は市内在住の(3-3)さんです。

譲受人は現在、3反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人の弟である譲渡人が県外在住で管理が困難なことから、申請を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

8ページをお開きください。

第12番は萩生字旦ノ上、田、1筆、面積748平方メートル、譲受人は市内在住の(3-4)さんです。

譲受人は現在、2.5反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、保有地に隣接している申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

第13番は大生院字銀杏之木、田、2筆、2筆の合計面積2,313平方メートル、譲受人は市内在住の(3-5)さんです。

譲受人は現在、2.5反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、稲作を予定しております。

第8番から第14番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取

得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第8番は2ページ目、第9番及び第10番は3ページ目、第11番から第13番までにつきましては、4ページ目から6ページとなっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

岡部部会長 ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきまして、8番につきましては、地元農業委員であります矢野重明委員より、9番及び10番につきましては、高橋敬雄委員より、11番につきましては、村上勝利委員より、12番につきましては、合田有良委員より、13番につきましては、久枝啓一委員より報告いただきたいと思っております。なお、14番につきましては、議案第2号で報告済ですので省略させていただきます。

それでは、矢野 委員よろしく申し上げます。

矢野委員 申請地は、譲受人の自宅の隣接地であり、保有地に囲まれたところに位置しております。今回、本申請地を取得することは、農地を集約化し作業効率も向上すると思われれます。

高橋敬雄委員 譲受人は、保有農地を適切に管理しており、今回の申請については問題ないと思われれます。

村上委員 申請者である譲渡人を譲受人は兄弟であります。譲渡人である弟が県外在住で今後も耕作できないとのことであり、今回の申請に至っており、問題はありません。

合田委員 譲受人は家族で熱心に農業を営んでおります。申請地は、譲受人の自宅に近く、今回の申請については問題ないと思われれます。

久枝委員 申請地は、農用地区域内の農地であります。譲受人は、現在2反5畝ほどの農地を耕作し、農業経験も30年以上ということで問題はございません。

岡部部会長 ありがとうございました。

以上、8番から14番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の所有権移転について」

を原案のとおり決定させていただきます。

岡部部会長 10ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査 議案第4号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、2件であります。

11ページをご覧ください。

11番、大生院 字岸影、畑1筆、申請人は、(4-1)さん。内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

12番、中村四丁目、畑2筆、申請人は、(4-2)さん。内容は、宅地進入路、一体利用地として、畑 396.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。なお、関連議案として、議案第5号73番があります。

11番及び12番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

岡部部会長 以上、11番及び12番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 12ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

田中主査 議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、13件であります。

13ページをご覧ください。

64番、船木 字池田、畑3筆、譲受人は、(5-1)さん。内容は、宅地拡張、一体利用地として、宅地 405.67平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

65番、田の上二丁目、田1筆、譲受人は、(5-2)さん外1名。内容は、自己住宅 94. 40平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

66番、楠崎一丁目、田1筆、譲受人は、(5-3)さん。内容は、自己住宅 66. 24平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

14ページをお開きください。

67番、上原三丁目、畑1筆、譲受人は、(5-4)さん。内容は、自己住宅 59. 75平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

68番、庄内町六丁目、田5筆、譲受人は、(5-5)さん。内容は、宅地分譲(3区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

69番、中村一丁目、畑2筆、譲受人は、(5-6)さん。内容は、宅地分譲(4区画)、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

15ページをご覧ください。

70番、下泉町一丁目、畑1筆、譲受人は、(5-7)さん。内容は、自己住宅 55. 48平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

71番、船木 字上原、畑1筆、譲受人は、(5-8)さん。内容は、自己住宅 140. 77平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

72番、宮原町、田1筆、譲受人は、(5-9)さん。内容は、建売住宅(8戸) 467. 42平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

16ページをお開きください。

73番、中村四丁目、畑1筆、譲受人は、(5-10)さん。内容は、住宅用地、一体利用地として、畑 116. 50平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。なお、関連議案として、議案第4号12番があります。

74番、大生院 字本村、畑4筆、譲受人は、(5-11)さん。内容は、露天駐車場・資材置場・倉庫 467. 85平方メートル、一体利用地として、宅地530. 35平方メー

トル および 雑種地 342.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

なお、申請地が千平方メートルを超えて建物を建築予定ですが、その大部分は、農地以外の土地の上に建築予定であることから、開発許可は必要ないと建築指導課に確認しております。

75番、田所町、畑1筆、譲受人は、(5-12)さん。内容は、自己住宅 57.96平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

17ページをご覧ください。

76番、萩生 字岸ノ下、田1筆、譲受人は、(5-13)さん。内容は、自己住宅 118.41平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

また、64番から76番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

岡部部会長 以上、64番から76番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

岡部部会長 ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡部部会長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

岡部部会長 以上をもちまして、本日の議題の審議がすべて終了いたしました。

よって、これもちまして平成28年 第6回 新居浜市農業委員会 農地部会を閉会いたします。

14時04分閉会

◇

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。
新居浜市農業委員会農地部会

部会長

委員

委員